

J A M 政策NEWS

2012年5月1日 第2012-25号

【発行】J A M

【発行責任者】宮本 礼一

【編集】産業政策グループ

03-3451-2425

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

中小ものづくり高度化法に基づく 「特定ものづくり基盤技術高度化指針」が改正されました。

改正内容

(1) 「特定ものづくり基盤技術」

- 新規技術として「冷凍空調に係る技術」「塗装に係る技術」の2技術が追加されました。
- 次の特定ものづくり基盤技術については、対象範囲拡大等のため、名称が変更になりました。

(変更前)

「溶射に係る技術」
「繊維加工に係る技術」
「部材の結合に係る技術」
「真空の維持に係る技術」

(変更後)

「溶射・蒸着に係る技術」
「繊維加工に係る技術」
「部材の締結に係る技術」
「真空に係る技術」

(2) 「特定ものづくり基盤技術高度化指針」について

全ての特定ものづくり基盤技術について、最新技術の動向を反映するとともに構成が変更になりました。詳細は、http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/2012/0412Kiban_Shishin.htm

(参考1) 中小ものづくり高度化法における支援スキーム

特定ものづくり基盤技術の指定(第2条第2項)

法律に基づく支援を行う対象の特定ものづくり基盤技術を経済産業大臣が指定。現在まで22技術を指定。

| | | | | | |
|----|-----|------|-------|---------|--------------|
| 鍛造 | 塗装 | 熱処理 | 動力伝達 | 部材の締結 | 絶込みソフトウェア |
| 鋳造 | 真空 | 位置決め | 繊維加工 | 金属プレス加工 | プラスチック成形加工 |
| 発酵 | 溶接 | 冷凍空調 | 切削加工 | 高機能化学合成 | 電子部品・デバイスの実装 |
| 金型 | めっき | 粉末冶金 | 溶射・蒸着 | | |

技術高度化指針(技術別指針)の策定(第3条)

特定ものづくり基盤技術ごとに、「中小企業が目指すべき技術開発の方向性」を「指針(大臣告示)」として策定。

研究開発等計画の認定(第4条)

「指針」に基づいて、中小企業等が自ら行う研究開発計画を作成し、経済産業大臣が認定。

支援措置

・戦略的基盤技術高度化支援事業、日本政策金融公庫の低利融資、
中小企業信用保険法の特例、特許料等の特例 等

平成 24 年度予算に係る戦略的基盤技術高度化支援事業の公募

- 中小企業庁では、鑄造、鍛造、切削加工、めっきなど 22 技術分野の向上につながる研究開発からその試作までの取組を支援するための事業を公募します。
- 本事業は、中小ものづくり高度化法の認定を受けた特定研究開発等計画に基づく研究開発であることが必要です。

- ◇ [研究開発期間] 2 年度又は 3 年度
- ◇ [研究開発規模 (上限額)] 平成 24 年度に行う研究開発に要する費用の合計が、4,500 万円以下。

2 年度目以降は、原則として次のとおり減額するものとします。

2 年度目 初年度の契約額の 2/3 以内

3 年度目 初年度の契約額の半額以内

- ◇ [公募期間] 4 月 16 日 (月) ~ 6 月 19 日 (火)

- 詳しくは、以下サイトをご覧ください。

http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/2012/0416senryaku_koubo.htm